

長期優良住宅の普及の促進に関する法律について

平成20年 2月22日

社会資本整備審議会答申「長期にわたり使用可能な質の高い住宅を整備・普及させていくための方策について」

平成20年 2月26日

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案 閣議決定
長期優良住宅の普及の促進に関する法律案 国会提出

平成20年 6月20日

衆議院において継続審議を議決

平成20年11月19日

衆議院国土交通委員会において修正の上、可決（全会一致）

- 修正内容
- 人材の養成等
 - ・人材の養成
 - ・維持保全に係る事業者の努力義務
 - 木造住宅への配慮等
 - ・木造住宅の伝統技術に係る研究開発の推進等
 - ・基本方針を定めるに当たっての木造住宅への配慮
 - その他
 - ・地域における居住環境の配慮
 - ・記録の作成及び保存に係る援助

平成20年11月21日

衆議院本会議において可決（全会一致）

平成20年11月27日

参議院国土交通委員会において可決（全会一致）

平成20年11月28日

参議院本会議において可決（全会一致）、成立

平成20年12月 5日

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）公布

平成20年12月27日（予定）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令案、同施行規則案、基本的な方針案及び認定基準案についてパブリックコメント実施